(三)　第三音声チャネル及び第四音声チャネルの使用形態

フレーム行列の第一列の第二十行及び第二十一行の値は、次の表の上欄の区分に従い、下欄に掲げるとおりとする。

区分	フレーム行列の第一列の第二十行及び第二十一行の値（読み出し順）
第三音声チャネルによる標準テレビジョン音声多重放送及び第四音声チャネルによる標準テレビジョン音声多重放送（ステレオホニックス放送に限る。）	○○
第三音声チャネルによる標準テレビジョン音声多重放送	一○
第三音声チャネルによる標準テレビジョン音声多重放送及び第四音声チャネルによる標準テレビジョン音声多重放送（ステレオホニックス放送を除く。）	○一
第三音声チャネル及び第四音声チャネルを使用しない場合	一一

(四)　放送識別

フレーム行列の第二十三行第一列の値は、一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する放送の場合にあっては「○」とする。

(五)　映像スクランブル識別

フレーム行列の第二十八行第一列の値は、映像信号のスクランブルを行うときは「一」、映像信号のスクランブルを行わないときは「○」とする。

(六)　スクランブル同期

フレーム行列の第二十九行第一列の値は、スクランブル同期（平成二十三年総務省告示第二百九十五号別図第六号の注三に規定するスクランブル同期をいう。以下同じ。）を指示するときは「一」、スクランブル同期を指示しないときは「○」とする。

(七)　マスターフレーム識別

フレーム行列の第三十行第一列の値は、マスターフレーム（連続する四のスーパーフレームから成る符号系列をいう。以下同じ。）の先頭のフレームであるときは「一」、マスターフレームの先頭のフレームでないときは「○」とする。ただし、データチャネルを使用しない場合にあっては常に「○」とすることができる。

(八)　データ伝送制御

フレーム行列の第二十二行第一列の値は「○」とし、フレーム行列の第三十一行第一列の値は、データチャネルによるデータの伝送を抑圧する必要のあるときは「一」、データチャネルによるデータの伝送を抑圧する必要のないときは「○」とする。ただし、フレーム行列の第三十行第一列の値を常に「○」とする場合（以下「マスターフレームを識別しない場合」という。）にあっては常に「○」とすることができる。

(九)　音声出力制御

フレーム行列の第三十二行第一列の値は、受信機の音声出力を抑制する必要のある場合にあっては「一」、受信機の音声出力を抑制する必要のない場合にあっては「○」とする。

(十)　音声スクランブル識別

フレーム行列の第二列の第八行、第十六行、第二十四行及び第三十二行の値は、次の表の上欄の区分に従い、下欄に掲げる音声チャネルの音声信号のスクランブルを行うときは「一」、当該音声チャネルの音声信号のスクランブルを行わないときは「○」とする。

フレーム行列における位置	音声チャネル
第八行第二列	第一音声チャネル
第十六行第二列	第二音声チャネル
第二十四行第二列	第三音声チャネル
第三十二行第二列	第四音声チャネル

2　モードの切替え

(一)　制御符号のビットのうち、標本化周波数、音声チャネルの使用形態、音声出力制御又はデータ伝送制御に係るものは、フレーム行列の第三十行第一列の値を常には「○」としない場合（以下「マスターフレームを識別する場合」という。）にあっては次のマスターフレームの期間における受信の補助のためにマスターフレームごとに同一の符号を送出し、マスターフレームを識別しない場合にあっては次のフレームの受信の補助のためにフレームごとに送出するものとする。

(二)　標本化周波数、音声チャネルの使用形態、音声出力制御又はデータ伝送制御を制御符号の指示により切替え、送出の状態を変化させる時期は、マスターフレームを識別する場合にあっては切替えを指示したマスターフレームの次のマスターフレームの先頭のフレームの送出時とする。ただし、マスターフレームを識別しない場合にあっては切替えを指示したフレームの次のフレームの先頭のビットの送出時とする。

別表第一号　データチャネルモード

音声モード制御 b_1	b_2	b_3	b_4	b_5	データチャネルモード
0	0	0	0	0	A1	a1
0	0	0	0	1	A1	a1
0	0	1	0	0	A1	a1
0	0	1	0	1	A1	a1
0	0	0	1	0	A2	a1
0	0	1	1	0	A2	a1
0	0	0	1	1	A3	a2
0	0	1	1	1	A3	a2
0	1	0	0	0	A4	a1
0	1	0	0	1	A4	a1
0	1	0	1	0	A5	a1
0	1	0	1	1	A6	a2
0	1	1	0	0	A7	a3